

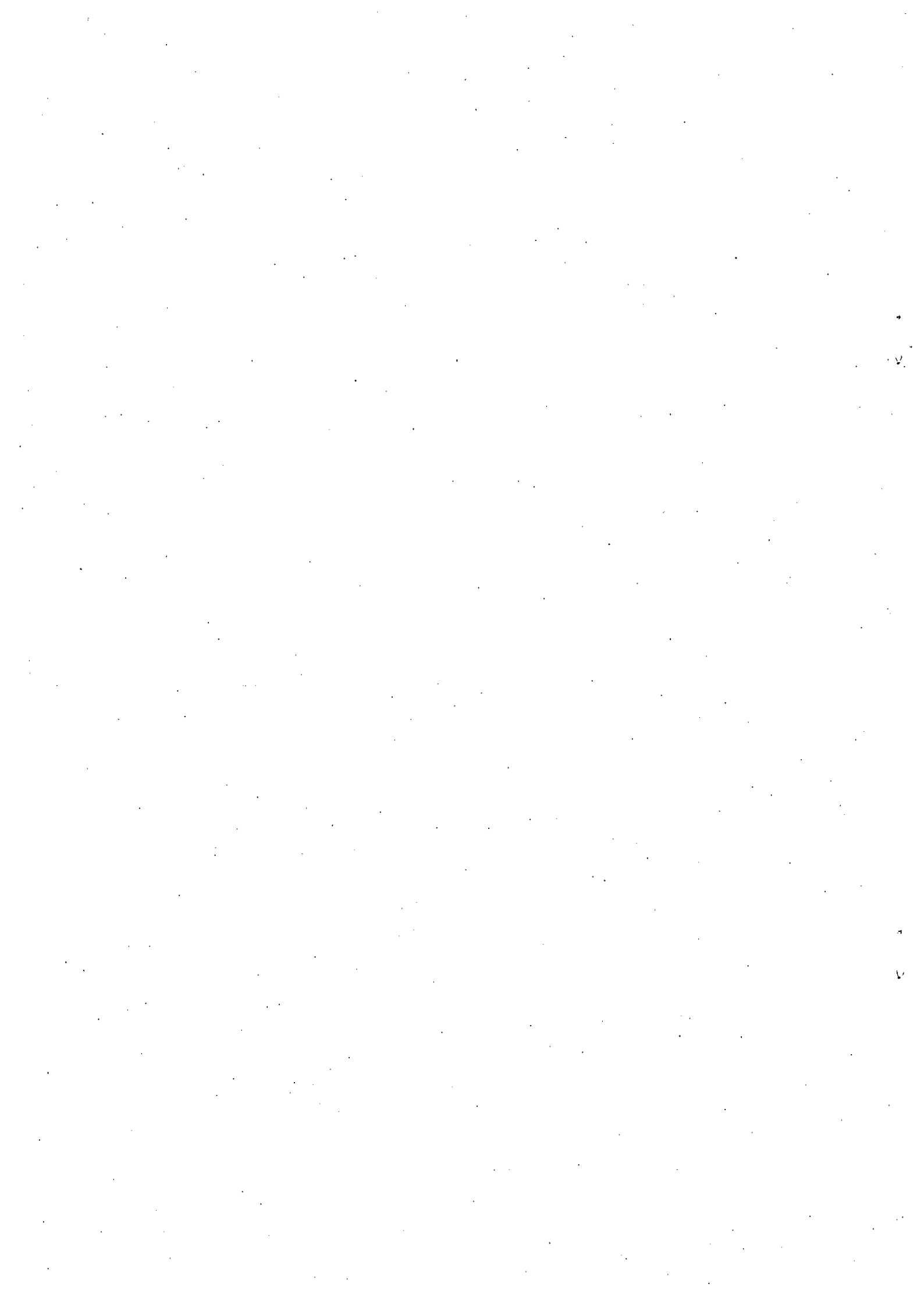
福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年2月23日)

【 件 名 】

- 1 鳥取県再犯防止推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について
(福祉保健課)・・・1
- 2 鳥取県障がい者プランの改定について
(障がい福祉課、子ども発達支援課)・・・2
- 3 第3期鳥取県工賃3倍計画の策定について
(障がい福祉課)・・・3
- 4 指定居宅介護支援事業者の指定取消処分等について
(長寿社会課、東部福祉保健事務所)・・・4
- 5 次期「関西広域救急医療連携計画」の最終案について
(医療政策課)・・・5
- 6 鳥取県ドクターヘリの運航開始に向けた準備状況について
(医療政策課)・・・9
- 7 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(医療政策課)・・・10

福祉保健部



鳥取県再犯防止推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

平成30年2月23日

福祉保健課

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 平成30年2月1日（木）から同年2月15日（木）まで
- (2) 周知方法等
- ・ホームページへの掲載
 - ・県庁県民課、各総合事務所等並びに市町村役場窓口等におけるチラシの配架
 - ・鳥取県再犯防止計画検討委員会関係機関への意見募集の通知
 - ・報道機関への資料提供
 - ・新聞広告の掲載
- (3) 受付意見数 25件（21人）

2 主な意見及びその対応方針

(1) 国・民間団体等との連携強化 9件（7人）

意見の主旨	対応方針
コーディネーターを確保し、関係機関との連携・調整を図らせる体制が必要。	関係機関との連携・調整のため再犯防止推進協議会の設置を計画案に盛り込んだ。
窃盗癖は病気であり、治療が必要。医療体制の整備をしてほしい。	犯罪をした者等の特性に応じた措置の実施は国の再犯防止推進計画の中で規定済み。 県としては再犯防止推進協議会の中で課題として取り上げるとともに、医療関係者の意見を聞いて、必要な施策を検討する。
当事者の話を聞いて、よりよいものにしてほしい。	当事者の直接相談窓口として、新たに鳥取県再犯防止推進センター（仮称）の設置を計画案に盛り込んだ。
再犯防止推進協議会に弁護士会（弁護士）を加え、要支援者に係る被疑・被告拘留段階での支援に関与してほしい。	弁護士は、有識者として再犯防止推進協議会の一員とする予定。支援対象者については、早期に支援するように努める。
実効性があるのか検証も必要だと思う。	課題等の情報共有や、計画に盛り込んだ各施策の検証等を行うため、関係機関による再犯防止推進協議会の設置を計画案に盛り込んだ。
他県とも情報交換や協力・連携されて取り組んでほしい。	国や地方公共団体とのネットワークは、国の再犯防止推進計画の中で規定済み。県としては同様の取組を進めている他県と情報交換を行って、施策の資質向上を図っていく。

(2) 就労・住居の確保 1件（1人）

意見の主旨	対応方針
更生できる施設を充実させ、その人に合った仕事を自立できるまで見守るべき。	協力事業主との連携や定住先の確保について計画案に盛り込んだ。

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進 0件（0人）

(4) 非行の防止と、学校等と連携した就学支援の実施 0件（0人）

(5) 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進 7件（7人）

意見の主旨	対応方針
支援者の支援を行ってほしい。	民間協力者との連携の強化について計画案に盛り込んだ。なお、民間団体へ補助金等の支援はすでに行っている。
もっといろんな人に知らせた方がよい。一度犯罪を犯した人は犯罪者と見られるので、罪をつぐなった人の人権について、学ぶ場が必要。	広報・啓発の重要性について計画案に盛り込んだ。犯罪をした者に対する偏見を解消できるよう、人権の観点からも普及啓発を行う。
再犯防止対策は確かに必要な事かもしれないが、一方で被害者の心情を考えると複雑なものがある。	被害者の心情を十分に認識して、施策を行うという国の基本指針を計画案に盛り込んだ。なお、犯罪被害者等基本法に基づき、関係施策が実施されている。

(6) 計画案の文言修正 1件（1人）

(7) その他参考意見 7件（7人）

※1人で複数の意見の提出者があるため、人数が合計に一致しない。

鳥取県障がい者プランの改定について

平成30年2月23日
障がい福祉課
子ども発達支援課

現在、「鳥取県障がい者プラン」について改定作業を行っていますが、関係者からの意見聴取等を実施しながら策定する内容を検討し、このたび次のとおり計画案をまとめました。これについて、現在パブリックコメントを実施し、県民から広く意見を伺っていますので、報告します。

1 プラン改定の概要

プラン全体の計画期間は、平成27年度から平成35年度までの9年間であるが、今回、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」（計画期間3年間）の見直し、及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」（計画期間3年間）の新規策定を行う。また、平成29年9月の「あいサポート条例」の施行等を踏まえ、現在進めている障がい者施策をより力強く前進させるため、障害者基本法に基づく「障害者計画」の一部見直しも行う。

2 プラン改定の主な内容

(1) 現在の動向を踏まえた施策の方向性の改定等（障害者計画の一部見直し関係）

あいサポート条例施行に伴う施策の充実、医療的ケア児者への支援拡充等を中心に見直しを行う。

分野	取組内容 ※下線・太字は今回追記・修正を行った項目
①生活支援	○相談支援体制の充実 ○在宅サービス等の充実 ○障がい児支援の充実 ○サービスの質の向上等 ○人材育成・確保 ○福祉用具の普及、身体障害者補助犬の育成
②保健・医療	○保健・医療の充実等 ○精神保健・医療の提供等 ○人材の育成・確保 ○難病に関する施策の推進 ○障がいの原因となる疾病等の予防・治療
③安心・安全	○防災対策の推進 ○防犯対策の推進 ○消費者トラブルの防止及び被害からの救済
④情報アクセス・コミュニケーション支援	○情報アクセス・コミュニケーション支援の充実 ○情報提供の充実等 ○意思疎通支援の充実 ○行政情報の配慮 ○手話言語条例に基づく施策の展開
⑤生活環境	○住宅の確保 ○公共交通機関のバリアフリー化の推進 ○公共的施設等のバリアフリー化の推進 ○福祉のまちづくりの推進
⑥雇用・就業等	○障がい者雇用の促進 ○特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進 ○総合的な就労支援 ○障がい特性に応じた就労支援 ○工賃向上に向けた取組 ○年金手当
⑦教育、文化、スポーツ	○教育 ○文化・芸術活動の推進 ○スポーツ等の推進
⑧差別の解消及び権利擁護の推進	○障がいを理由とする差別解消の推進 ○権利擁護の推進 ○虐待防止の推進 ○行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
⑨あいサポート運動の推進等	○あいサポート運動の推進 ○障がい及び障がい者理解の促進 ○ボランティア活動等の推進

(2) プラン改定における成果目標等（障害福祉計画の見直し及び障害児福祉計画の新規策定関係）

施設入所者、精神障がい者、医療的ケアを要する障がい児者や発達障がい児者に関し、地域生活支援の目標を設定。また、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を定める。

(障害福祉計画)

- 施設入所者のうち自宅等での地域生活へ移行する者の数 [92人以上 (H30～32度累計)]
- 精神科病院からの退院等を進めるための保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 [県+3圏域に設置]
- 長期入院者数の減少 [入院者数 977人 (H28度末) → 850人以下 (H32度末)]
- 福祉施設から一般就労への移行する者の数 [138人 (H32度末)]

(障害児福祉計画)

- 児童発達支援センターの設置 [4箇所 (H29度) → 7箇所 (H32度末)]
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 [2箇所 (H29度) → 7箇所 (H32度末)]
- 医療的ケアを要する障がい児者支援のための関係機関の協議の場の設置 [1箇所 (H29度) → 5箇所 (H30度末)]
- 医療的ケアを要する障がい児者支援のためのコーディネーターの配置 [19箇所 (H32度末)]

※目標値については、最終的に変更の可能性あり。

3 今後の予定

平成30年2月	パブリックコメント実施
2～3月	県地域自立支援協議会、県障害者施策推進協議会において最終案を報告
4月	改定障がい者プラン施行

第3期鳥取県工賃3倍計画の策定について

平成30年2月23日
障がい福祉課

鳥取県では、平成19年度に工賃3倍計画を定め、平成24年度から平成29年度までを第2期として計画を推進して来ましたが、現在、平成30年度から6年間にわたる次期計画（第3期）を策定する作業を進めています。現在、下記の内容による計画案についてパブリックコメントを実施し、県民から広く意見を伺っていますので、報告します。

1 計画案について

(1) 計画の概要

計画期間	平成30年度～平成35年度まで
目標工賃	就労継続支援B型事業所について全事業所の工賃の平均額を、月額33,000円以上とすること。
対象事業所	「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に意欲的に取り組む就労継続支援B型事業所にあつては、目標工賃を目指すこととして対象とする。 一般就労と同様に雇用契約に基づき最低賃金以上が支払われる就労継続支援A型事業所にあつては、目標工賃の算定には含まないが同様の県支援は行っている。

(2) 主な施策等

<事業所の特性に応じた目標工賃額の設定とそれに応じた支援>

事業所の類型	目標工賃額（月額）
自主的な事業展開により工賃向上に向かっている事業所	42,000円
共同作業場等で行う高単価作業により、工賃向上を目指す事業所	33,000円
その他の事業所	（障害者総合支援法における自立支援の趣旨の理解を事業所に求め、その事業所の特徴にあつた工賃向上への取組を支援）

<県による支援策の方向性>

- 自主的な事業展開により工賃向上に向かっている事業所
 - ・ 経営ノウハウの導入
 - ・ 専門家ノウハウの習得
 - ・ 一般消費者を意識した商品開発
 - ・ 企業等との協働連携
 - ・ 県・市町村等による優先調達推進（官公需の拡大）
- 共同作業場等で行う高単価作業により、工賃向上を目指す事業所
 - ア 施設外就労等により高工賃の作業を目指す事業所
 - ・ 共同作業場での施設外就労促進
 - ・ 農林水産業分野の就労拡大支援
 - ・ 企業等施設外就労促進
 - イ 受託作業の変更により高工賃を目指す事業所
 - ・ 受託作業の変更促進支援
- その他の事業所
 - ・ 目標に基づく計画的な事業所運営の支援

2 今後の予定

平成30年2月	パブリックコメント実施
3月	工賃3倍計画策定委員会において審議、報告
4月	第3期鳥取県工賃3倍計画の開始

3 参考（平成28年度工賃実績）

- ・ 就労継続支援B型事業所115施設の県平均の工賃月額は17,169円
- ・ 前年度の16,810円から359円（2.1%）の増加

指定居宅介護支援事業者の指定取消処分等について

平成30年2月23日
長寿社会課
東部福祉保健事務所

介護保険法（以下「法」という）の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定取消処分を行いました。併せて当該事業所の介護支援専門員の登録消除処分を行いました。

1 居宅介護支援事業者の指定取消

(1) 指定取消事業者及び事業所概要

事業者	名称	愛真ケア株式会社（鳥取市岩倉250-12）
	代表者	代表取締役 半田 信子（はんだ のぶこ）
事業所	名称	愛真ケアプラン事業所（鳥取市岩倉250-12）
	管理者	大門 義典（だいもん よしのり）
	事業種別	居宅介護支援
	指定日	平成26年10月27日

(2) 指定取消年月日：平成30年3月20日（指定取消処分の決定日：平成30年2月20日）

(3) 指定取消の理由

当該事業者は、居宅サービス計画を作成していないにも関わらず、居宅介護サービス計画費を請求し、また、利用者の居宅訪問・面接やサービス担当者会議の開催等を行わない場合は、減算して居宅介護サービス計画費を請求しなければならないが、このことを知りながら減算せず不正に請求し、受領した。このことは、法第84条第1項第6号（指定の取消し等）に該当する。

◇不正請求額 576,920円（平成27年2月から平成29年4月まで）

<参考>介護報酬の返還

今後、各保険者が不正請求額を精査し、返還を求めることとなる。

2 介護支援専門員の登録の消除

(1) 対象者

氏名：大門 義典（だいもん よしのり）
介護支援専門員登録番号：31100130号

(2) 消除年月日：平成30年3月20日（登録消除処分の決定日：平成30年2月20日）

(3) 消除の理由

対象者が居宅介護支援事業者の指定取消処分を受け、指定取消の理由が、法第69条の39第2項第1号（介護支援専門員の義務違反及び信用失墜行為の禁止違反）に該当するため。

次期「関西広域救急医療連携計画」の最終案について

平成30年2月23日

医療政策課

平成30年4月から始まる次期「関西広域救急医療連携計画」について、このたび次のとおり計画案（最終案）がとりまとめられましたので御報告します。

今後、最終案は3月3日の関西広域連合議会に議案として上程され、可決された場合は、関西広域連合及び各構成団体は、平成30年度から32年度までの3年間、本計画に基づき広域連携のさらなる推進を図るための取組を進めていくこととなります。

1 計画策定の趣旨

「関西広域救急医療連携計画」（以下「計画」という。）は、「関西広域連合広域計画」に基づき、広域医療分野として実施する関西の府県域を越えた広域救急医療連携に関する関西広域連合及び構成府県の取組等を定める分野別計画です。

関西広域連合は、計画に基づき、構成団体と連携して「ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実」や、東日本大震災の課題を踏まえた「広域災害医療体制の整備・充実」などに取り組んできました。

現行の計画は平成27年3月に策定されましたが、この間の社会情勢の変化等を踏まえ、また、計画の期間（平成27～29年度）満了に伴い、今後の広域医療連携の更なる推進を図るため、次期計画（平成30～32年度）の策定を行うものです。

2 主な改正点

- (1) 「鳥取県ドクターヘリ」導入に伴う7機体制への移行による広域救急医療提供体制の更なる拡充
- (2) 基地病院間の交流によるドクターヘリの連携強化及び搭乗人材のスキルアップ
- (3) 構成団体合同による情報伝達訓練の実施
- (4) 医療機関BCPの策定促進
- (5) ギャンブル依存症やアルコール依存症等の依存症対策
- (6) ICTを活用した次世代医療の導入促進

3 計画（最終案）概要

計画（最終案）概要については、以下のとおりです。

なお、計画（最終案）本体については、別添「関西広域救急医療連携計画（H30～H32）（最終案）」を御参照ください。

第1章 計画の基本的事項

1 基本的な考え方

- ①広域医療のメリットが実感できる計画
- ②深化・成長する計画
- ③大規模災害の発生に備えた計画

2 計画期間

平成30年度から平成32年度までの3年間

第2章 目指すべき将来像

1 基本理念：「安全・安心の“4次医療圏・関西”の実現

2 関西が目指す将来像

- (1) いつでも、どこでも安心医療「関西」
- (2) 「防ぎ得る災害死をなくす」しっかり医療「関西」
- (3) ひろがる安心医療ネットワーク「関西」

第3章 広域救急医療体制の充実

① 1 ドクターヘリ7機体制への移行による広域救急医療提供体制の更なる拡充

平成29年度末の「鳥取県ドクターヘリ」導入に伴う7機体制への移行により、管内の広域救急医療提供体制の更なる充実を図る。

2 近隣地域のドクターヘリとの連携構築

連合管内全域を複数のドクターヘリが補完し合う「二重・三重のセーフティネット」を拡充するため、近隣地域との連携体制の構築を更に進める。

② 3 基地病院間の交流によるドクターヘリの連携強化及び搭乗人材のスキルアップ

連合管内の各基地病院のフライトドクター・ナースによる意見交換会を開催し、ドクターヘリの連携強化や搭乗人材のスキルアップを図る。

4 周産期の緊急医療に係る広域連携体制の強化

緊急母体搬送等を円滑に確保できる広域連携体制構築の取組を継続するとともに、災害時の対応等の課題の情報共有・意見交換を実施する。

第4章 災害時における広域医療体制の強化

1 府県域を越えた災害医療訓練の実施

大規模災害発生時の構成団体の広域調整機能向上を図るため、各構成府県のDMATやドクターヘリが広域的な災害医療関連の訓練に合同で参加する。

② 2 構成団体合同による情報伝達訓練の実施

大規模災害発生時の医療機関稼働状況や傷病者情報を速やかに収集するため、衛星携帯電話の通信訓練や広域災害救急医療情報システムの入力訓練を構成団体合同で実施する。

③ 3 医療機関BCPの策定促進

発災後の早期かつ円滑な診療機能回復を図るため、先進事例や策定状況等の情報共有の会議を開催するなどにより、医療機関BCPの策定を促進する。

④ 4 「7機体制」による広域災害時のドクターヘリ運航体制の再編・充実

ドクターヘリ7機体制移行に伴い、広域災害発生時に被災規模や管内の状況に応じた柔軟かつ効果的なドクターヘリ運航体制を構築する。

5 DPAT先遣隊の整備・充実

大規模災害発生時に被災者等に対して精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「災害派遣精神医療チーム（DPAT先遣隊）」を全ての構成府県で整備する。

第5章 課題解決に向けた広域医療体制の構築

① 依存症対策

ギャンブル依存症やアルコール依存症等の依存症対策として、構成団体間で先進的な取組や関係機関との連携強化の事例について情報を共有する。

2 薬物乱用防止対策

流通ルートが潜在化・巧妙化する危険ドラッグに対する効果的な乱用防止対策の事例共有や新たな事案等に対応する知見・検査技術向上の研修を実施する。

③ ICTを活用した次世代医療の導入促進

遠隔医療をはじめとする次世代医療に係る連合管内の先進事例の情報共有を図るとともに、AI、IoTを利用した健康・医療ビッグデータの活用等に他分野事務局等と連携して取り組む。

4 広域医療連携に係る調査・広報

連合管内で先進医療が受けられる医療機関の情報等の高度医療専門分野に関する情報の発信や、ジェネリック医薬品の普及に向けた構成府県間の先進事例共有、連携した広報等を実施する。

4 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集の期間

平成29年12月15日～平成30年1月4日

(2) 寄せられた意見

① 意見件数 3件(2名)

② 意見内容

主にドクターヘリの体制強化、連携強化を望むもの。

→計画案にあるとおり、ドクターヘリの相互応援体制を構築し、鳥取県ドクターヘリの運航開始に加え、搭乗人材の養成等体制の充実等に取り組む。

関西広域救急医療連携計画の概要(案)

計画期間：平成30年度～平成32年度

- 現行計画 (H27～H29)
- ①ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実
 - ②災害時における広域医療体制の充実
 - ③広域医療連携体制の充実

- 次期計画 (H30～H32)
- ①広域救急医療体制の充実
 - ②災害時における広域医療体制の強化
 - ③課題解決に向けた広域医療体制の構築

基本理念

「安全・安心の“4次医療圏・関西”の実現

将来像

「医療における安全・安心ネットワーク」が確立された関西

広域救急医療体制の充実

府県域を越えたドクターヘリの運航

- ①「鳥取県ドクターヘリ」H29年度末運航開始
- ②「7機体制」への移行による「30分以内での救急医療提供体制」の更なる拡充
- ③「中四国地方をはじめ近隣地域のドクヘリとの連携構築」
- ◆搭乗人材の養成
- ◆ランデブーポイントの充実
- ④「ドクターヘリ基地病院交流・連絡会」の開催

周産期医療連携体制の充実

- ◆周産期の緊急医療に係る広域連携体制の強化

災害時における広域医療体制の強化

「南海トラフ巨大地震」「近畿圏直下型地震」に備えて

- ◆災害医療コーディネーターの養成
- ◆各構成府県の「DMAT」やドクターヘリの参加による府県域を越えた災害医療訓練の実施
- ⑤被災地内外の情報を速やかに共有するための「情報伝達訓練」の実施
- ⑥「医療機関BCP」の策定促進
- ⑦「7機体制」による広域災害時のドクヘリ運航体制の再編・充実
- ◆薬剤・医療資機材の確保
- ◆「DPAT」先遣隊の整備・充実



課題解決に向けた広域医療体制の構築

依存症対策

- ⑧ 今日的な課題に対応するための先進的な取組事例等の情報共有
- ◆アルコール依存症
- ◆アルコール依存症etc.

薬物乱用防止対策

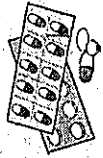
- ◆知見・検査技術の向上を図るための合同研修会の開催

ICTを活用した次世代医療の導入促進

- ⑨ 次世代医療に関する先進事例の情報共有

広域医療連携に係る調査及び広報

- ◆高度医療専門分野における連携・情報発信
- ◆ジェネリック医薬品の普及促進・広報



鳥取県ドクターヘリの運航開始に向けた準備状況について

平成30年2月23日

医療政策課

平成30年3月末から運航開始を予定している鳥取県ドクターヘリの運航開始に向けた準備状況について、以下のとおり御報告します。



区分	項目	準備状況
ハード	給油施設 (鳥大病院)	○H30年2月末供用開始予定(降積雪の影響はほとんどなし)。 ※供用開始までの運航前訓練期間中は、美保飛行場・出雲空港等で給油する。
	運航管理室 (鳥大病院)	○H30年1月、無線機器、OA機器等の整備完了。 ○H30年2月から運航会社のCS(運航管理担当者)を1名配置し、関係機関との連絡・調整、運航業務の管理等を行っている。
	格納庫 (美保飛行場隣接)	○H30年5月末工事完了、6月20日頃供用開始予定(降積雪の影響はほとんどなし)。 ※供用開始が当初見込より遅れるが、供用開始までの間、夜間は鳥大病院ヘリポートに駐機し、悪天候時は鳥取空港・神戸空港等の格納庫に退避する。
ソフト	消防機関説明会	○H30年1月～2月に、県・運航会社・鳥大病院職員が、運航範囲(鳥取県、兵庫県、島根県、岡山県及び広島県)の消防機関を訪問し、ヘリの概要、運航要領、運航前訓練等に係る説明会を開催した。 ・開催状況 8箇所、消防機関数：16、消防職員数：約320名 ○H29年12月に、鳥大病院医師・職員が、鳥取県及び島根県の消防機関9箇所を訪問し、ヘリの概要、運航要領等について説明し、意見交換を行った。
	医療機関訪問	○H29年12月に、鳥大病院医師・職員が、鳥取県及び島根県の搬送先医療機関等11箇所を訪問し、ヘリの概要、運航要領等について説明し、意見交換を行った。
	運航前訓練	○H30年1月～2月に、フライトドクター・フライトナースを対象に、実機を使用し、安全確保、無線機器使用、傷病者収容方法等に係る研修を実施中。 ○消防機関、搬送先医療機関、基地病院、運航会社等の関係機関相互の円滑な連携と協力体制を構築するとともに、ドクターヘリ運航に関する役割・手順の確認を行うため、H30年2月～3月に、運航前訓練を実施中。
	医療スタッフ確保	○鳥大病院において、必要な医療スタッフは確保される見込み。 ・H30年4月時点フライトドクター数：10名(常勤5、非常勤5) ・H30年4月時点フライトナース数：9名(常勤9)
	愛称	○H29年11月～12月に一般から公募を行い、337件の応募の中から選定中。 3月の関西広域連合委員会で報告・決定予定。
	就航式	○関西広域連合議会、県議会、消防機関、医療関係団体、関係県等の関係者を招待し、3/26(月)に鳥大病院で就航式を開催予定。 ・出席者数：約70名(予定)。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成30年2月23日
医療政策課

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
健康医療局 医療政策課 (西部総合事務所 生活環境局)	鳥取県ドクターヘリ格納庫新築工事 (建築)	境港市 佐斐神町	有限会社松本組 代表取締役 寺谷 一	(当初契約額) 193,320,000円	平成29年7月3日 ～平成30年2月28日	(当初契約年月日) 平成29年6月30日	
				(変更契約額) 195,036,120円	平成29年7月3日 ～平成30年5月31日	(変更契約年月日) 平成30年2月16日	(第1回変更)